

第4回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会

モデル約款と認定基準との関係

2018/3/23

検討会 事務局

モデル約款と認定基準との関係

- 情報信託機能に係る「モデル約款」とは、消費者個人を起点としたサービスとして、また、個人情報の取扱いを委任するサービスとして、消費者の便益、委任の内容等について事業者と消費者の間の契約の標準的な内容を示すもの。
- 他方、「認定基準」は、情報信託機能について一定の水準を満たす事業者を民間団体等が認定するという仕組みのためのものであり、当該認定によって消費者が安心してサービスを利用するための判断基準を示すもの。
- これらは本来別物ではあるが、消費者が安心して当該サービスを利用するためのものという点で、モデル約款の内容と認定基準のうち事業内容に係る要件は多くの共通の要素を有するものとなる。
- なお、将来的には、モデル約款は民間企業における多様な活動をサポートするため、例えば認定団体によって分野別に複数作られるなどに多様な進化をしていくものであり、また、認定基準は本検討会及び認定団体において必要に応じ継続して検討を行っていくべきものと考えられる。

